

規格・基準等の事前意図公告

〔貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準等の改正を行う予定ですので、お知らせします。
ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について
2. 対 象 品 目 モーターサイクル（関税番号 87.11）
3. 趣旨及び目的 総排気量が 0.050 L 超 0.125 L 以下の内燃機関を備えた二輪自動車のうち最高出力を現行の第一種原動機付自転車と同等の 4 kW 以下に制御したものを原付免許で運転できるように、現行の第一種原動機付自転車と整合させるため所要の改正を行う。
4. 施 行 予 定 日 2024 年秋頃
5. 意 見 提 出 先 国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課
東京都千代田区霞が関 2-1-3（〒100-8918）
電話 03-5253-8111：内線 42525（車両基準・国際課）
FAX 03-5253-1639（車両基準・国際課）
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後